

議案第 1 1 号

羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する 条例

羽生市子ども・子育て支援会議条例（平成 2 5 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第 2 条 支援会議は、委員 <u>1 2 人</u> 以内をもって組織する。 2 (略) (委員の任期) 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。 ただし、 <u>再任</u> を妨げない。 2 (略)	(組織) 第 2 条 支援会議は、委員 <u>1 0 人</u> 以内をもって組織する。 2 (略) (委員の任期) 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。 ただし、 <u>再任</u> は妨げない。 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明